

平成15年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成14年11月22日

上場会社名 株式会社 筑邦銀行
コード番号 8398
(URL <http://www.chikugin.co.jp/>)

上場取引所
本社所在都道府県

福岡証券取引所
福岡県

問合せ先 責任者役職名 取締役総合企画部長
氏 名 空閑重信

TEL (0942) 32 - 5353

決算取締役会開催日 平成14年11月22日
中間配当支払開始日 平成14年12月10日

中間配当制度の有無 有
単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

1. 14年9月中間期の業績(平成14年4月1日～平成14年9月30日)

(1) 経営成績 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経 常 収 益	経 常 利 益
14年9月中間期	6,566 百万円 (1.1) %	561 百万円 (86.1) %
13年9月中間期	6,637 (5.3)	301 (70.9)
14年3月期	13,171	654

	中間(当期)純利益	1株当たり中間 (当期)純利益
14年9月中間期	321 百万円 (91.9) %	5 円 15 銭
13年9月中間期	167 (33.3)	2 68
14年3月期	356	5 71

(注) 期中平均株式数 14年9月中間期 62,457,261株 13年9月中間期 62,490,200株
14年3月期 62,483,067株

14年9月中間期及び14年3月期の期中平均株式数は、期中平均自己株式数32,939株、7,133株をそれぞれ控除しております。

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
14年9月中間期	2 円 50 銭	円 銭
13年9月中間期	2 50	
14年3月期		5 00

(3) 財政状態

	総 資 産	株 主 資 本	株 主 資 本 比 率	1株当たり 株 主 資 本	自己資本比率 (国内基準)
14年9月中間期	520,804 百万円	28,894 百万円	5.5 %	462 円 73 銭	8.65 %
13年9月中間期	512,005	29,135	5.7	466 24	8.48
14年3月期	510,267	28,960	5.7	463 60	8.70

(注) 期末発行済株式数 14年9月中間期 62,444,389株 13年9月中間期 62,490,200株
14年3月期 62,469,040株

期末自己株式数 14年9月中間期 45,811株 13年9月中間期 1,545株
14年3月期 21,160株

14年9月中間期及び14年3月期の期末発行済株式数は、期末自己株式数を控除しております。

2. 15年3月期の業績予想(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

	経 常 収 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益	1株当たり年間配当金
通 期	13,000 百万円	660 百万円	370 百万円	期 末 2 円 50 銭 5 円 00 銭

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 5円92銭

上記の業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、実際の業績はこれらの予想数値と異なる結果となる可能性があります。業績予想の前提条件その他の関連する事項につきましては、添付資料の6ページを参照して下さい。

個別中間財務諸表等

第79期中(平成14年9月30日現在)中間貸借対照表

(金額単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	55,688	預 金	471,513
買 入 金 銭 債 権	55	譲 渡 性 預 金	6,175
商 品 有 価 証 券	514	そ の 他 負 債	1,651
有 価 証 券	63,238	退 職 給 付 引 当 金	1,776
貸 出 金	384,994	再評価に係る繰延税金負債	1,763
外 国 為 替	83	支 払 承 諾	9,028
そ の 他 資 産	1,293	負 債 の 部 合 計	491,909
動 産 不 動 産	9,798	(資 本 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	2,234	資 本 金	8,000
支 払 承 諾 見 返	9,028	資 本 剰 余 金	
貸 倒 引 当 金	6,126	資 本 準 備 金	5,759
		資 本 剰 余 金 合 計	5,759
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	2,724
		任 意 積 立 金	8,300
		中 間 未 処 分 利 益	643
		利 益 剰 余 金 合 計	11,668
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,464
		その他有価証券評価差額金	1,025
		自 己 株 式	23
		資 本 の 部 合 計	28,894
資 産 の 部 合 計	520,804	負債及び資本の部合計	520,804

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第79期中〔平成14年4月1日から
平成14年9月30日まで〕 中間損益計算書

(金額単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	6,566
資 金 運 用 収 益	5,474
(うち貸出金利息)	(4,912)
(うち有価証券利息配当金)	(556)
役 務 取 引 等 収 益	854
そ の 他 業 務 収 益	91
そ の 他 経 常 収 益	145
経 常 費 用	6,004
資 金 調 達 費 用	176
(うち預金利息)	(169)
役 務 取 引 等 費 用	351
そ の 他 業 務 費 用	1
営 業 経 費	4,052
そ の 他 経 常 費 用	1,422
経 常 利 益	561
特 別 利 益	4
特 別 損 失	12
税 引 前 中 間 純 利 益	553
法人税、住民税及び事業税	84
法 人 税 等 調 整 額	148
中 間 純 利 益	321
前 期 繰 越 利 益	322
中 間 未 処 分 利 益	643

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)(A)	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)(B)	比 較 (A) - (B)	前事業年度末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)(C)	比 較 (A) - (C)
現金預け金	55,688	27,988	27,700	44,419	11,269
買入金銭債権	55	45	10	51	4
商品有価証券	514	232	282	278	236
金銭の信託	—	473	473	—	—
有価証券	63,238	79,396	16,158	58,048	5,190
貸出金	384,994	387,263	2,269	391,240	6,246
外国為替	83	34	49	49	34
その他資産	1,293	1,671	378	1,568	275
動産不動産	9,798	9,965	167	9,834	36
繰延税金資産	2,234	2,129	105	2,225	9
支払承諾見返	9,028	9,041	13	9,417	389
貸倒引当金	6,126	6,238	112	6,866	740
資産の部合計	520,804	512,005	8,799	510,267	10,537

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(負債及び資本の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)(A)	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)(B)	比 較 (A) - (B)	前事業年度末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)(C)	比 較 (A) - (C)
預渡性預金	471,513	456,800	14,713	463,810	7,703
譲渡性預金	6,175	11,200	5,025	2,670	3,505
外国為替	—	0	0	0	0
その他負債	1,651	2,182	531	1,834	183
退職給付引当金	1,776	1,882	106	1,811	35
再評価に係る繰延税金負債	1,763	1,763	—	1,763	—
支払承諾	9,028	9,041	13	9,417	389
負債の部合計	491,909	482,870	9,039	481,306	10,603
資本金	—	8,000	—	8,000	—
資本準備金	—	5,759	—	5,759	—
利益準備金	—	2,724	—	2,724	—
再評価差額金	—	2,464	—	2,464	—
その他の剰余金	—	8,745	—	8,778	—
任意積立金	—	8,300	—	8,300	—
中間(当期)未処分利益	—	445	—	478	—
その他有価証券評価差額金	—	1,441	—	1,244	—
自己株式	—	0	—	10	—
資本の部合計	—	29,135	—	28,960	—
資本金	8,000	—	—	—	—
資本剰余金	—	—	—	—	—
資本準備金	5,759	—	—	—	—
資本剰余金合計	5,759	—	—	—	—
利益剰余金	—	—	—	—	—
利益準備金	2,724	—	—	—	—
任意積立金	8,300	—	—	—	—
中間(当期)未処分利益	643	—	—	—	—
利益剰余金合計	11,668	—	—	—	—
土地再評価差額金	2,464	—	—	—	—
その他有価証券評価差額金	1,025	—	—	—	—
自己株式	23	—	—	—	—
資本の部合計	28,894	—	—	—	—
負債及び資本の部合計	520,804	512,005	8,799	510,267	10,537

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	当 中 間 会 計 期 間	前 中 間 会 計 期 間	比 較	前 事 業 年 度 要 約 損 益 計 算 書
	自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日 (A)	自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日 (B)	(A) - (B)	自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日
経 常 収 益	6,566	6,637	71	13,171
資 金 運 用 収 益	5,474	5,710	236	11,273
(うち貸出金利息)	(4,912)	(5,004)	(92)	(9,930)
(うち有価証券利息配当金)	(556)	(692)	(136)	(1,324)
役 務 取 引 等 収 益	854	770	84	1,586
そ の 他 業 務 収 益	91	49	42	103
そ の 他 経 常 収 益	145	106	39	206
経 常 費 用	6,004	6,335	331	12,516
資 金 調 達 費 用	176	478	302	750
(うち預金利息)	(169)	(391)	(222)	(651)
役 務 取 引 等 費 用	351	332	19	672
そ の 他 業 務 費 用	1	106	105	161
営 業 経 費	4,052	4,188	136	8,192
そ の 他 経 常 費 用	1,422	1,230	192	2,739
経 常 利 益	561	301	260	654
特 別 利 益	4	1	3	1
特 別 損 失	12	5	7	14
税引前中間(当期)純利益	553	297	256	641
法人税、住民税及び事業税	84	346	262	456
法 人 税 等 調 整 額	148	216	364	171
中 間 (当 期) 純 利 益	321	167	154	356
前 期 繰 越 利 益	322	277	45	277
中 間 配 当 額	—	—	—	156
中間(当期)未処分利益	643	445	198	478

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当 中 間 会 計 期 間 自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日	前 中 間 会 計 期 間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日	前 事 業 年 度 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日
1. 商品有価証券の 評価基準及び評価 方法	商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は移動平均法により算 定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価 基準及び評価方 法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目 的の債券については移動平均法に よる償却原価法(定額法)、子会 社株式及び関連会社株式につい ては移動平均法による原価法、その 他有価証券のうち時価のあるもの については、中間期末日の市場価 格等に基づく時価法(売却原価は 移動平均法により算定)、時価の ないものについては、移動平均法 による原価法又は償却原価法(定 額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部資本直入法に より処理しております。 (2) _____	(1) 同 左 (2) 有価証券運用を主目的とする単 独運用の金銭の信託において信託 財産として運用されている有価証 券の評価は、時価法(売却原価は 移動平均法により算定)により行 っております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目 的の債券については移動平均法に よる償却原価法(定額法)、子会 社株式及び関連会社株式につい ては移動平均法による原価法、その 他有価証券のうち時価のあるもの については、期末日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は移動 平均法により算定)、時価のない ものについては、移動平均法によ る原価法又は償却原価法(定額法) により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部資本直入法に より処理しております。 (2) _____
3. デリバティブ取 引の評価基準及 び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時 価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価 償却の方法	動産不動産の減価償却は、定率 法を採用し、年間減価償却費見積 額を期間により按分し計上して おります。なお、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年	同 左	動産不動産の減価償却は、定率 法を採用しております。なお、主 な耐用年数は次のとおりでありま す。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年

	当 中 間 会 計 期 間 自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30 日	前 中 間 会 計 期 間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30 日	前 事 業 年 度 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31 日
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理	(2) 退職給付引当金 同 左	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

	当 中 間 会 計 期 間 自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日	前 中 間 会 計 期 間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日	前 事 業 年 度 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日
6．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8．ヘッジ会計の方法		ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。	
9．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

追加情報

当 中 間 会 計 期 間 自 平 成 14 年 4 月 1 日 至 平 成 14 年 9 月 30 日	前 中 間 会 計 期 間 自 平 成 13 年 4 月 1 日 至 平 成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平 成 13 年 4 月 1 日 至 平 成 14 年 3 月 31 日
(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用していましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」および「連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用していましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用していましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。

当 中 間 会 計 期 間 自 平 成 14 年 4 月 1 日 至 平 成 14 年 9 月 30 日	前 中 間 会 計 期 間 自 平 成 13 年 4 月 1 日 至 平 成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平 成 13 年 4 月 1 日 至 平 成 14 年 3 月 31 日
_____	(貸借対照表関係) 自己株式は、従来、「有価証券」に含めて計上していましたが、中間財務諸表等規則および銀行法施行規則が改正されたことに伴い、当中間会計期間から資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この方法により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は 0 百万円、資本の部は 0 百万円それぞれ減少しております。	(貸借対照表関係) 自己株式は、従来、「有価証券」に含めて計上していましたが、財務諸表等規則および銀行法施行規則が改正されたことに伴い、当事業年度から資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この方法により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は10百万円、資本の部は10百万円それぞれ減少しております。
(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準) 当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産および資本に与える影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	_____	_____

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当 中 間 会 計 期 間 末 (平成14年9月30日)	前 中 間 会 計 期 間 末 (平成13年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成14年3月31日)
* 1. 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 * 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,684百万円、延滞債権額は14,517百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 * 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は78百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 * 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,490百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 * 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,771百万円であります。 なお、上記*2.から*5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 * 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,560百万円であります。	* 1. 同 左 * 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,752百万円、延滞債権額は 7,289百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 * 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は43百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 * 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,049百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 * 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,134百万円であります。 なお、上記*2.から*5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 * 6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、24,507百万円であります。	* 1. 同 左 * 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,205百万円、延滞債権額は14,025百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 * 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は109百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 * 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,613百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 * 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,953百万円であります。 なお、上記*2.から*5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 * 6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、25,523百万円であります。

当 中 間 会 計 期 間 末 (平成14年9月30日)	前 中 間 会 計 期 間 末 (平成13年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成14年3月31日)
* 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有 価 証 券 4,229百万円 担保資産に対応する債務 預 金 3,017百万円 上記のほか、為替決済、料金後納郵便等の取引の担保として、有価証券 7,000百万円及びその他資産 3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は117百万円であります。	* 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有 価 証 券 4,909百万円 担保資産に対応する債務 預 金 1,498百万円 上記のほか、為替決済、料金後納郵便等の取引の担保として、有価証券 7,352百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は 122百万円であります。	* 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有 価 証 券 4,773百万円 担保資産に対応する債務 預 金 870百万円 上記のほか、為替決済、料金後納郵便等の取引の担保として、有価証券 7,012百万円及びその他資産 3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は120百万円であります。
* 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,957百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が30,135百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	* 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,166百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が25,537百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	* 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,452百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が25,441百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
* 9. 動産不動産の減価償却累計額 5,398百万円	* 9. 動産不動産の減価償却累計額 5,187百万円	* 9. 動産不動産の減価償却累計額 5,311百万円
* 10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間期圧縮記帳額 — 百万円)	* 10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間期圧縮記帳額 — 百万円)	* 10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当期圧縮記帳額 — 百万円)

当 中 間 会 計 期 間 末 (平成14年9月30日)	前 中 間 会 計 期 間 末 (平成13年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成14年3月31日)
* 11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。	* 11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。	* 11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,516百万円

(中間損益計算書関係)

当 中 間 会 計 期 間 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日	前 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日
* 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 145百万円 その他 0百万円	* 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 167百万円 その他 0百万円	* 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 338百万円 その他 0百万円
* 2. その他経常費用には、貸出金償却65百万円、貸倒引当金繰入額1,276百万円、株式等償却26百万円を含んでおります。	* 2. その他経常費用には、貸出金償却26百万円、貸倒引当金繰入額 391百万円、株式等償却 624百万円を含んでおります。	* 2. その他経常費用には、貸出金償却43百万円、貸倒引当金繰入額1,375百万円、株式等償却1,035百万円を含んでおります。

リース取引

当 中 間 会 計 期 間 自 平 成 14 年 4 月 1 日 至 平 成 14 年 9 月 30 日	前 中 間 会 計 期 間 自 平 成 13 年 4 月 1 日 至 平 成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平 成 13 年 4 月 1 日 至 平 成 14 年 3 月 31 日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額取得価額相当額 動 産 1,325 百万円 その他 110 百万円 合 計 1,436 百万円 減価償却累計額相当額 動 産 660 百万円 その他 65 百万円 合 計 726 百万円 中間期末残高相当額 動 産 664 百万円 その他 44 百万円 合 計 709 百万円 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 279 百万円 1 年 超 474 百万円 合 計 754 百万円 3. 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 167 百万円 減価償却費相当額 143 百万円 支払利息相当額 24 百万円 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額取得価額相当額 動 産 1,292 百万円 その他 104 百万円 合 計 1,396 百万円 減価償却累計額相当額 動 産 561 百万円 その他 44 百万円 合 計 605 百万円 中間期末残高相当額 動 産 730 百万円 その他 60 百万円 合 計 791 百万円 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 261 百万円 1 年 超 570 百万円 合 計 832 百万円 3. 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 158 百万円 減価償却費相当額 135 百万円 支払利息相当額 27 百万円 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額取得価額相当額 動 産 1,296 百万円 その他 110 百万円 合 計 1,407 百万円 減価償却累計額相当額 動 産 594 百万円 その他 54 百万円 合 計 649 百万円 期末残高相当額 動 産 702 百万円 その他 55 百万円 合 計 758 百万円 2. 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 272 百万円 1 年 超 529 百万円 合 計 802 百万円 3. 当期の支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額 支払リース料 321 百万円 減価償却費相当額 275 百万円 支払利息相当額 52 百万円 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

有価証券（子会社株式及び関連会社株式関係）

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当中間会計期間末（平成14年9月30日現在）

該当ありません。

前中間会計期間末（平成13年9月30日現在）

該当ありません。

前事業年度末（平成14年3月31日現在）

該当ありません。

重要な後発事象

当 中 間 会 計 期 間 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日	前 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日
		当行の貸出先である西日本大和ハウス販売株式会社は、平成14年5月30日、福岡地方裁判所に民事再生手続開始の申立をいたしました。同日現在の同社に対する債権総額は、525百万円であります。 なお、これに伴う翌事業年度の追加引当額は、現在のところ最大で462百万円程度と見込まれます。